

海南市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年4月1日

告示第74号

改正 平成24年6月19日告示第143号

令和2年3月30日告示第33号

令和5年3月29日告示第39号

(目的)

第1条 この告示は、成年後見制度の利用のための費用の全部又は一部を助成することにより、後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人の生活を守ることができるよう支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、認知症高齢者又は知的障害者若しくは精神障害者で、かつ助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものであって、次の各号のすべてに該当する者

- (1) 本市に住所を有する者（ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項及び2項の規定に基づく本市以外の市町村の介護保険被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項又は第4項の規定に基づく本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者を除く。）、介護保険法第13条第1項又は2項の規定に基づく本市の介護保険被保険者又は障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定に基づく本市が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (2) 判断能力が不十分な認知症高齢者又は判断能力が不十分な知的障害者若しくは精神障害者

(助成額)

第3条 成年後見審判の申立て費用の助成額は、請求に係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等（以下「請求に要する費用」という。）とする。

- 2 後見人等に対する報酬の助成額は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類第20号に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）

により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、次の各号に定める額を上限に、対象者等の所得及び資産状況等を勘案して市長が決定する額とする。

- (1) 対象者の生活の場が在宅の場合 月額28,000円
 - (2) 対象者の生活の場が別表左欄に掲げる法律に規定する同表右欄に掲げる施設等及びこれらに類する施設等として市長が認める施設の場合 月額18,000円
- (申請)

第4条 助成金を申請できる者は、対象者又は対象者の代理人としての後見人等(以下「申請者」という。)とする。

- 2 申請者が助成を受けようとするときは、成年後見制度利用支援事業申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、実態を調査し助成の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、申請者に対し速やかに成年後見制度利用支援事業決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者は、請求書(様式第3号)により、当該決定された助成金を請求することができる。

- 2 助成金の支払は、前項の請求に基づき対象者名義の口座へ口座振替にて支払う。

(後見人等の報告義務)

第7条 助成を受けている者の後見人等は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第8条 市長は、対象者の資産状況、生活状況の変化若しくは死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、又は著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減することができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月19日告示第143号）

この告示は、平成24年6月19日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第143号）

この告示は、令和2年3月22日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第39号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

法律	施設等
生活保護法（昭和25年法律第144号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される施設
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人短期入所施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム
介護保険法（平成9年法律第123号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設 ・ 介護保険施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅
医療法（昭和23年法律第205号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院 ・ 診療所

様式第1号(第4条関係)

成年後見制度利用支援事業申請書

年 月 日

海南市長 様

申請者(対象者)

住 所

氏 名

電話番号

上記後見(保佐・補助)人

住 所

氏名又は名称

電話番号

私は、海南市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条に規定する要件に該当しますので、同要綱第4条の規定に基づき下記のとおり申請します。

助成に係る期間は、 年 月から 年 月分までです。

記

申 請 額	円
添 付 書 類	1 審判の請求に要する費用の内容が分かる書類(領収書の写しなど) 2 心身の状況及び生活状況等(収入及び資産状況を含む)を記載した書類 3 報酬付与の審判決定書の写し 4 登記事項証明書(申請を後見人等が行う場合)
備 考	

様式第2号(第5条関係)

成年後見制度利用支援事業決定通知書

様

海南市長



年 月 日付けで申請のあった、成年後見制度利用支援事業については、海南市成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

対 象 者 氏 名	
後見(保佐・補助)人氏名	
助 成 の 可 否	可・否
助 成 金 額	(ただし、 年 月分から 年 月分までとして)
却 下 理 由	

※ 申請内容に虚偽若しくは不正があったとき又は後見人等の報酬以外の目的に使用した場合には、報酬助成額等の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号(第6条関係)

請 求 書

年 月 日

海南市長 様

申請者(対象者)

住 所

氏 名

上記後見(保佐・補助)人

住 所

氏名又は名称

年 月 日付けで決定通知のあった成年後見制度利用支援事業について、海南市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

なお、助成金については、下記の口座に振込願います。

記

請求金額 金 円也

振込口座	金融機関名	銀行 金庫 組合	店	預金種別	普通 当座 その他()
	口座名義人			口座番号	